

市立保育所等一般廃棄物収集運搬処理業務委託（白旗保育所外 24 施設・単価契約）仕様書

1 目的

市立保育所等から排出される一般廃棄物の収集（車両積込み）・運搬・処分業務を実施する。遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、作業の安全管理及び環境保全に万全を期することとする。

2 委託場所

白旗保育所外 24 施設（中央区 10・若葉区 10・緑区 2・稲毛区 3）

別紙 1 参照

3 収集回数及び収集日等

（１）事業系指定袋を使用し、週 2 回収集とする。

ただし、都保育所、弁天保育所、千城台東第一保育所は年 1 回程度収集とし、収集日は事前の協議により決定するものとする。

（２）収集日は、中 2 日をあけること（月・木または火・金）。

土日祝日は原則として収集を行わないものとし、月～金のいずれかに祝日がある場合は、直近の保育所等開所日に振替収集を行い、週 2 回収集を維持すること。この場合、結果として中 2 日とならなくても差し支えない。ただし、中 1 日はあけること。

（３）ゴールデンウィーク、年末年始等の保育所等閉所日が多い時期の収集については、必ずしも（１）、（２）の定めによらず、事前の協議により決定するものとする。

（４）市指定の事業系ごみ収集袋で 4 5 リットル用を使用すること。

（５）その他、必要な事項については、別に指示する。

4 業務内容等

（１）指定する保育所等から収集保管された可燃ごみ及び資源ごみ（ダンボール・古紙等）を、市環境局指定の収集車に積込み運搬・処理・処分すること。

（２）収集車積込みは、迅速・丁寧扱い、作業後は集積所の清掃を励行すること。

（３）収集作業員は、保育所等の管理者の立会のうえ廃棄物の数量を確認し、伝票に品目別に記帳後、搬出するものとする。

（４）収集にあつては、保育所等であることから、他の車両の通行等に支障をきたさないように作業すること。

（５）上記収集回数を遵守し、収集漏れの無いようにすること。

(6) 収集者は、請求時に収集運搬量確認書の数量、記載事項及び収集作業員の押印を確認すること。

(7) 収集は、特別な事情がない限り、原則各収集日の午前中に終了させること。

5 処理量の換算

処理量は、下記のとおりとする。

区分	容量	重量
可燃ごみ	45 リットル	7.5 kg
資源ごみ	1 束	10 kg

6 単価及び経費

(1) 可燃ごみの単価は、1 袋当たり 円とする。なお、委託金額の内訳は、下記①～③とする。

①運搬経費として、1 袋につき 円に 100 分の 110 を乗じて得た金額

②1 袋当たりの事業系ごみ収集袋の金額

③市処理施設搬入手数料として、1 袋につき 202.5 円に 100 分の 110 を乗じて得た金額（市条例上の手数料）

(2) 資源ごみの単価は、上記(1)①の1袋当たりの運搬経費を 7.5 で割った金額とし、1 kg につき 円とする。

(3) 委託者が委託する一般廃棄物収集運搬処理業務についての消費税は、委託者の負担とする。

(4) 委託業務を行うために必要な経費等はすべて受託者の負担とする。

7 発注予定数量 可燃ごみ：20,500 袋程度 資源ごみ：15,000kg 程度

8 委託料の請求

受託者は、毎月の業務終了後、一般廃棄物収集運搬量報告書及び請求書を委託者に提出するものとする。

また、可燃ごみと資源ごみの請求は、分けて行うこと。

9 その他

千葉市指定の事業系ごみ収集袋は、すべて本業務委託の受託者が、各施設の必要数に応じ、その都度直接納品するものとする。